

## 第1回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成28年7月25日(月)午後3時30分～午後5時20分

2 場所 市役所本庁舎 地下1階 第10共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

小野委員、角松委員、坂元委員、濱田委員、松本委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、藪中市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

4 議題

(1) 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

(2) 審査会会則の決定等

(3) 個別案件(新規申出案件)の調査審議

5 議事

○藪中課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第1回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の藪中でございます。どうかよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

まず、皆様お手元にあります、資料についてご説明いたします。お手元の資料の1枚目に、第1回大阪市ヘイトスピーチ審査会次第、2枚目に大阪市ヘイトスピーチ審査会委員名簿、3枚目に配席図をお配りしております。さらにその下に、資料一覧の表紙と、資料1「大阪市ヘイトスピーチ審査会の運営等に関する規程」の案、資料2「大阪市ヘイトスピーチ審査会傍聴要領」の案をお配りしております。お揃いでしょうか。

それでは、お手元の次第に基づきまして進行いたします。出席委員の紹介をさせていただきます。五十音順にお名前を読みあげさせていただきます。

小野一郎委員でございます。

○小野委員 小野です。よろしくお願いいたします。

○藪中課長 角松生史委員でございます。

○角松委員 角松でございます。よろしくお願いいたします。

○藪中課長 坂元茂樹委員でございます。

○坂元委員 坂元でございます。よろしくお願いいたします。

○藪中課長 濱田佳志委員でございます。

○濱田委員 濱田です。よろしくお願いいたします。

- 藪中課長 松本和彦委員でございます。
- 松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。
- 藪中課長 本日は全委員のご出席をいただいております。ありがとうございます。続きまして、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。 市民局長の谷川でございます。
- 谷川局長 谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 藪中課長 市民局理事の吉村でございます。
- 吉村理事 吉村です。よろしくお願いいたします。
- 藪中課長 市民局ダイバーシティ推進室長の平澤でございます。
- 平澤室長 平澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 藪中課長 同じく人権企画課長代理の森でございます。
- 森課長代理 森でございます。よろしくお願いいたします。
- 藪中課長 私、先ほど申し上げました、人権企画課長の藪中です。よろしくお願いいたします。  
それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、まず、市民局長の谷川より、ごあいさつを申しあげます。
- 谷川局長 初めまして、市民局長の谷川でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の先生方におかれましては、大変何かとお忙しい中、本審査会の委員にご就任いただきまして、また、本日はお忙しい中、ご足労いただきまして、本当にありがとうございます。ご案内のとおり、大阪市ではヘイトスピーチの対処に関する条例が、この1月に、市会の議決を得まして成立をしまして、一定の準備期間を経まして、この7月から全面施行したところでございます。ヘイトスピーチへの対処につきましては、個人の尊厳と、また表現の自由という、憲法上非常に重要な価値の問題を調整するという、大変高度な課題に直面するわけでございます。また、情報通信手段の発展に伴いまして、媒体の多様化等がございます。表現活動自体につきましても、一般的な個々の表現活動と同時に、二次的な拡散行為といえますか、インターネットサイトへの動画の投稿等、そういった多様な表現活動へも、しっかりと対応していくといった課題が生じているわけでございます。また、ヘイトスピーチという認定に伴いまして、ヘイトスピーチの内容の公表というようなことも条例上設けられているわけでございますけれども、ヘイトスピーチ自体が公表に伴い拡散する、といったことがないように、非常に繊細かつデリケートな対応も必要になってくるわけでございます。当審査会は、そういった、非常に高度な、また、繊細な問題につきまして、それぞれ専門のお立場から調査審議いただくということでございます。どうぞ、委員の先生方におかれましては、本市のヘイトスピーチへの対処に関する条例が、適正に、しっかりと運用していくことができますよう、それぞれご専門の立場からのご尽力を、何とぞよろしくお願いいたしますを申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますをいたします。
- 藪中課長 それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。議事の進行につきまし

ては、本来ならば、会長に担っていただくところでございますが、本日は、初めての審査会のため、会長が決まっておられませんので、当初は事務局の方で引き続き進行させていただきます。

この審査会は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第6項に基づきまして、個別の案件に関する調査審議の手續につきましましては、非公開となっております。従いまして、本日のお手元の次第のうち、議題（2）の「審査会会則の決定等」までを公開し、議題（3）の「個別案件（新規申出案件）の調査審議」につきましましては、非公開となりますので、議題（2）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々には、ご退出をいただきますこととなっております。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。まず、議題（1）、「会長の互選及び会長職務代理者の指名について」でございます。当審査会の会長につきましましては、大阪市ヘイトスピーチ審査会規則第3条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。どなたが会長にふさわしいか、委員の皆様方からのご意見をお願いいたします。

○小野委員 よろしいですか。

○藪中課長 小野委員。

○小野委員 ヘイトスピーチに関する国際的な動向を含めて、国際人権の分野に大変ご造詣の深い、坂元先生にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議ありません。」「異議ございません。」の声あり。）

○藪中課長 他の皆さんからも異議なしの声が上がりました。ありがとうございます。それでは、本審査会の会長につきましましては、坂元委員にお願いすることといたします。恐れ入りますが、坂元委員におかれましては、会長席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、坂元会長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。坂元会長、よろしくお願いいたします。

○坂元会長 ただ今、会長に選任いただきました、同志社大学の坂元でございます。

大阪市ヘイトスピーチ審査会は、全国初の条例であります「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づきまして、市民からの申出に基づく、市からの諮問による表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうか、について審査するという、非常に重要な役割を担う審査会でありまして、全国的にも注目を集めているところでございます。

委員のみなさまのお力添えをいただきながら、何とか審査会の会長というこの重責を果たしたいと考えております。ヘイトスピーチ審査会の審議に当たりましては、国際的な人権基準に対する理解だけではなくて、日本国憲法に定める自由と権利、また、

関係者の意見聴取手続についての深い理解が必要です。加えまして、関係者それぞれの人権に配慮しながら、近年のインターネット上の表現活動がもつ複雑な問題にも対応し、適切に進めていく必要がございます。

私としましては、優れた委員の先生方のご経験とお知恵を拝借しながら、またご協力もいただきながら、意見の取りまとめに全力を尽くしていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藪中課長 どうもありがとうございました。

続きまして、審議会規則第3条第3項により、会長から職務代理者を指名していただきます。職務代理者は、第3順位までお定めいただくこととなっております。よろしくお願い申し上げます。

○坂元会長 それでは、第1順位は小野委員に、第2順位は松本委員に、第3順位は角松委員に、それぞれお願いをしたいと思います。

○藪中課長 ありがとうございます。ただいま、坂元会長から会長職務代理者として、第1順位は小野委員、第2順位は松本委員、第3順位は角松委員とのご指名がございましたので、3人の委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、今後の議事の進行につきましては、坂元会長にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂元会長 それでは、お手元の審査会の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議題の(2)、審査会会則の決定等についてですが、先ほどご説明ありました、資料1、「大阪市ヘイトスピーチ審査会の運営等に関する規程」と、それから、資料2、「大阪市ヘイトスピーチ審査会傍聴要領」について、事務局から事前に、お手元の案が送付されているかと思えます。

本件は、会長決定ということですので、お手元の案のとおり決定をいたします。

それでは、以上で、議題(2)の、審査会会則の決定等は終了をいたしました。これ以後は、非公開での調査審議を行いますので、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退出いただきますようお願いいたします。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題(3)「個別案件(新規申出案件)の調査審議」

- 新規申出案件13件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。
- 13件すべてについて次回以降引き続き調査審議することとした。

以上